

人種や国籍等に係る差別をあおる表現行為の根絶に向けた対策を 求める意見書

本市は、平成12年9月に「三木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権意識を高め、あらゆる差別をなくすために、人種や国籍等が異なる人々がお互いの違いを認め合う多文化共生社会の実現への取組を進めてきた。

しかしながら、近年特定の国や民族等への差別と憎悪をあおる表現行為（ヘイトスピーチ）が社会的な問題となっている。

昨年7月、国際連合自由権規約委員会は、日本政府に対しヘイトスピーチの禁止などの措置をとるべきとの勧告をし、さらに翌8月には国際連合人種差別撤廃委員会も日本政府に対し、法による規制を含めたヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行った。

我が国は平成7年に人種差別撤廃条約に加入し、様々な取組がなされてきたが、今なおこのような状況にあることは、国際社会における我が国への信頼を大きく損なうものである。

よって、政府におかれては、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を図るため、人種や国籍等に係る差別をあおる表現行為の根絶に向けた適切な措置を講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣

} あて

三木市議会議長 加 岳 井 茂